

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
9 治療薬剤の円滑な供給確保	国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。また、国内において薬事法（昭和三十五年法第百四十五号）で承認されているがHIV感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。	○HIV薬の早期審査体制	【9】海外で使用される有効な薬剤で日本に導入または使用されていない薬剤はあるのか。そうであるならば、その理由は何か。 ※例えば、現在、日本で未認可なものは2種類あるが、非常に高価であることもあげられる。	
二 個別施策層に対する施策の実施	個別施策層に対して適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、そのためには、医療関係者への研修の機会や対応手引書の作成等の機会に個別的な対応を考えていくことが重要である。	○HIV専門家研修の実施	【二】個別施策層の特性を踏まえた医療提供体制の確保に向けた取組は十分になされているか。	☆患者等が職業、国籍、感染経路などによって医療やサービス、情報の提供について差別的な扱いをうけないように医療従事者をトレーニングする。
三 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化	患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が多くなったことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。その方策として、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーク）等のほか、ピア・カウンセリングの積極的な活用を推進することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGOとの連携体制、社会資源の活用及び人権侵害等における相談方法や相談窓口についての情報を普及する必要がある。	○血友病患者等治療研究事業	【三－1】相談体制は確保されているのか。  【三－2】具体的にどのように確保すべきか。特にNGO等民間団体とどのように連携を図るべきか。	☆（感染者が急増するなかで医療の対応には限界がある）生活者としての相談、生活再建等については実績のあるNGOの相談窓口、感染者組織と連携する。民間や当事者による相談支援のプログラムを助成する。

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
<b>第四 研究開発の推進</b>				
<b>一 研究の充実</b> <p>患者等の人権に十分配慮した良質かつ適切な医療サービスの提供を充実していくためには、研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種治療指針の作成等は優先的に考慮されるべきであり、感染症の医学的側面や自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮することが望ましい。</p>	<input type="radio"/> エイズ対策研究	<input type="checkbox"/> 研究は戦略的に必ずしも行われていない。対策に絡めた戦略性が必要ではないか。	☆研究班で研究成果のあがったものについては、安定的かつ継続的な研究の運用方策について検討する必要がある。	
<b>二 特効薬等の研究開発</b> <p>国は、特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究の科学的基盤を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手研究者の参入を促すことが重要である。</p>	<input type="radio"/> ヒューマンサイエンス研究事業（ワクチン開発等） <input type="radio"/> 基礎研究			
<b>三 研究評価の充実</b> <p>国は、研究の充実を図るため、研究の結果を的確に評価するとともに、研究の成果を医療機関や患者等に提供することが重要である。</p>	<input type="radio"/> 研究評価委員会			

## 4段表

## エイズ予防指針

## 指針に基づく施策

## 議論の視点

## 対応策

<p><b>第五 國際的な連携</b></p> <p><b>一 諸外国との情報交換の推進</b></p> <p>政府間、研究者間及びN G O間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、我が国の対策にいかしていくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実地研修（財団主催、ACC主催）</li> </ul>	<p>◇国際連携によって感染拡大抑制をどのように図れるのか。（国際連携の必要性）</p>	
<p><b>二 國際的な感染拡大抑制への貢献</b></p> <p>国は、国連合同エイズ計画（U N A I D S）への支援、我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○拠出金（WHO・U N A I D S）</li> <li>○グローバルファンド</li> </ul>		
<p><b>三 国内施策のためのアジア諸国等への協力</b></p> <p>有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア及び中南米諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エイズ国際会議開催支援事業等</li> </ul>	<p>☆国際協力については、Three Ones（一つの行動計画枠組み、一つの調整機関、一つの監視評価体制）の原則に従い国の政策との連繋を明確にしつつ行う。</p>	

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
<b>第六 人権の尊重</b> <b>一 人権の擁護及び個人情報の保護</b> <p>保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、個人情報の保護を徹底することが重要であり、各種の研修を実施すべきである。また、人権や個人情報の侵害に対する相談窓口等に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報を保護する措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。</p>		<input type="radio"/> 普及啓発 <input type="radio"/> 研修（財団主催）	◊人権の擁護及び個人情報の保護はできているか。  ◊担当部門のみならず、それ以外の関係者への研修ができているか。	
<b>二 偏見や差別の撤廃への努力</b> <p>患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の人権の保障及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらし、感染の予防及び啓発に寄与することにもつながる。このため、厚生省は、文部省、労働省、法務省等の関連省庁や地方公共団体と連携して、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的な資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。</p>		<input type="radio"/> 普及啓発 <input type="radio"/> 関係省庁連絡会議（文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省（労働系））	◊エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育等において、人権への配慮はなされているか。なされていないとすれば、どのような取組が必要となるか。	

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
三 十分な説明と同意に基づいた個人を尊重した保健医療サービスの提供  HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、検査受診者及び患者等に説明と同意に基づいた保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。		○派遣カウンセラー制度		

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
<b>第七 普及啓発及び教育</b> <b>一 感染予防のための普及啓発の強化</b> <p>我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、効果的な教育資材を開発する等の具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やNGOが実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるよう支援することが重要である。</p>	<input type="radio"/> 普及啓発 NGOとの連携	<p>◇正しい知識の普及啓発に係る国、都道府県、市町村の役割分担がなされていない。効果的な取組を実施するため、役割分担を含め、どのような実施体制を確保すべきか。</p>	<p>☆広報の内容としては、基本的な情報・知識を提供するためものと、行動変容を促すためのもの、の2つが考えられる。</p> <p>地方自治体にあっては、後者によりウエイトを置いて実施すべき。その際には、その地域のデータを盛り込む、地域ごとに有効な広報ツールを調査・分析して活用する、性感染症とあわせて取り上げる、など、より意識を刺激するようなメッセージを発信していくことが必要。</p>	

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議題の視点	対応策
(一) 感染予防のための普及啓発の強化(つづき)		<p>◇住民等に関心を持たせ、検査受診や行動変容に向けた普及啓発を具体的にどのように実施すればよいか。</p> <p>◇セーフセックスに関する情報以外にどのような情報を提供すればよいか。</p>	<p>☆エイズに関する情報を気軽に入手できる情報提供体制を整備する。(エイズ予防情報ネットの充実・強化)</p> <p>☆多角的なアプローチが可能となる体制を確保する。(夜間相談、メール相談など)</p>	
		<p>◇青少年への性に対する考え方についての教育をどのように進めていくのか。</p> <p>◇エイズ予防教育の内容について、学校と保健所でそれぞれどこまで教えるのか等役割分担をどのように明確にするのか。</p>	<p>☆科学的な証拠に基づく教育として事前の調査を行い、事後の評価を行う体制を作る。</p> <p>☆専門学校生など、学校教育でカバーできない青少年に対する普及啓発も必要(気軽に相談できる場やエイズに関する情報を入手できる場の提供など)</p>	

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
(一 感染予防のための普及啓発の強化(つづき))		<p>◇その際に教育委員会・PTA等との連携は具体的になされているか。</p> <p>◇「知識の押しつけだけではない教育を実施していくことが必要」「子供たちの心のケアも含めた教育が必要」とのことであるが、具体的にはどのような教育か。</p>	<p>☆青少年に対する普及啓発にあたっては文部科学省、教育委員会等とのより一層の連携が不可欠である。</p> <p>☆学校等におけるエイズ予防教育の手法について検討すべきである。その際、学習指導要領の見直しなどが必要になる。</p> <p>☆PTAとの連携にあたっては、学校保健委員会、学校保健法に基づく健康相談、講話、など、既存のツールを再度検証し、有効活用を図る必要がある。</p> <p>☆発達段階・行動段階に即した普及啓発を行う。また、自分にリスクがあることを知らせるため、地域性を考慮したメッセージ、身近な情報を加える。</p>	

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
(一 感染予防のための普及啓発の強化(つづき))			<p>◇各個別施策層へのアプローチとして効率的かつ有効な普及啓発の場はどこか。</p> <p>◇行政以外に普及啓発を扱う団体としてどのような団体がふさわしいのか。また、どのように連携していくのか。</p> <p>◇行政は、NPO・ボランティア等に対する支援をどのようにすべきか。</p>	<p>☆地域NPOやボランティアと連携して、個別施策層にアプローチするためのコミュニティ開発が必要。</p> <p>☆エイズについての「他人事意識」を払拭するため、普及啓発のプログラムに感染者・患者を加えて実施していく。</p> <p>☆青少年向け施策として、学校内外を問わず、ピアエデュケーション（仲間間の教育）などを積極的に取り入れていく。</p> <p>☆また、ハイリスク層の子供に対する学外の相談窓口の紹介及び連携を取り入れていく。</p> <p>☆行政とNPO・ボランティアの役割分担を明確に設定する必要。</p>

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
(一 感染予防のための普及啓発の強化(つづき))			<p>◇HIV 感染予防の方策に関し、コンドームによる感染予防以外に取り組むべき方策はないのか。</p> <p>◇青少年教育においては、いつの時点でコンドーム教育を行うことが適当か。</p> <p>◇普及啓発の効果をどう測るか。適切な評価の基準を設定することは可能か。</p>	☆青少年教育では子供達の行動段階・発達段階を十分に把握した上で、教育にコンドームを取り入れるかどうかについて検証が必要である。
二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化  感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、個別施策層に適した普及啓発用資材、患者等が主体的に治療に参加できるための疾患の解説書、服薬支援のための手引書、女性や妊婦といった個別の留意事項を必要とする者ごとの疾患の解説書等を患者等とNGOの共同で開発し、普及啓発事業を支援する体制の確立が必要である。		<p>○個別施策層＝青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者・利用者            • 青少年：文科省との連携            • 外国人：NGO 支援            • 同性愛者：コミュニティセンター</p>		<p>☆性に関する様々な情報が氾濫している現状にあっては、特に青少年に対し、確実に、正しい情報・知識を提供していくことが必要であり、その際のツールとして、インターネットを活用すべき。</p> <p>☆性風俗産業従事者・利用者向け施策としては、従事者向け対策のみならず、利用者向け、経営者向けの対策が必要であり、その実態の把握を行うことが必要。</p>

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
<b>三 医療従事者等に対する教育</b> 研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報の保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。		○研修の実施（財団主催、ACC主催、ブロック拠点主催）	◇現在実施されている研修は、必ずしも量的・質的な面で十分なものとなっていない。  ◇医学教育においてエイズ教育が量的・質的な面で十分なものとなっていない。	☆拠点病院の医師、MSWに外国人診療も含め、より効果的な研修の実施。
<b>四 関係機関との連携の強化</b> 厚生省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部省、労働省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口に外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。		○関係省庁連絡会議 ○NGO支援		☆青少年に対する普及啓発にあたっては文部科学省、教育委員会等とのより一層の連携が不可欠である。  ☆労働行政・感染者団体と連携して、職場での啓発（予防教育と差別予防教育）を行う。

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策
<b>第八 関係機関との新たな連携</b> <b>一 省庁、N G O等を含めた関係機関の連携の強化</b> 関係するすべての機関が、役割を分担、協力し、それぞれの立場からの取組を推進することが必要であり、「新たな連携」(パートナーシップ)を確立しなければならない。そのためには、関係省庁間連絡会議や国及び地方公共団体のH I V担当者会議を設置するとともに、厚生省、文部省及び科学技術庁における研究の情報交換、官民連携による施策の推進、「人権教育のための国連一〇年」国内行動計画の趣旨を踏まえた人権啓発事業との連携等を図る必要がある。また、国及び地方公共団体とN G Oとの接点を強化することにより、相談体制の充実を図るとともに、個別施策層に対する発生動向調査及び施策を推進することが重要である。		○関係省庁連絡会議 ○NGO 支援	◇国・都道府県等のいずれにおいても関係部局・組織間の連携を促進すること。	
<b>二 保健所の役割の強化</b> 地域の必要性に応じ、普及啓発事業の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。		○都道府県等エイズ対策促進事業		☆エイズ予防教育では、保健所と学校との役割分担や両者の連携体制、さらにはP T Aとの連携体制の構築が不可欠である。

4段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議会の視点	対応策
<p><b>三 本指針の進捗状況の評価と展開</b></p> <p>本指針を有効に機能させるためには、関係者が協力して本指針に掲げた施策に取り組むことが極めて重要である。このため、国は、本指針に基づいて行われる取組の進捗状況に関する年次報告書を作成するとともに、次年度の施策に結び付けるため、患者等、医療関係者、NGO、個別施策層その他の関係者と定期的に意見を交換すべきである。また、国及び関係者は、それぞれの立場を踏まえながら協力するとともに、本指針に基づいて行われる取組の進捗状況を検討する会議の場を設け、必要に応じて、柔軟にその取組を見直していくことが必要である。</p>	<p>○エイズリポートの発行など</p>	<p>◇国、都道府県等において、適切な施策が実施されるよう、的確な政策評価ができる仕組みとなっているのか。そのため、目標及び指標の決定が必要ではないか。（進行状況をチェックできる体制作り）</p>	<p>☆都道府県の感染症予防計画にエイズ・性感染症予防の視点を含める。行政が提供する検査・相談機能についての方向性について、都道府県予防計画に明確にすること。また、この指針や都道府県予防計画が管内の市町村の保健医療計画に反映できるような資料とすべき。</p> <p>（各自治体でワークプラン《具体的目標、実現の方法・戦略・体制》を作成し、かつ目標達成のためのスケジュール等を具体的に明示し実施すること）</p>	